経-1

地域産業資源活用支援事業

補助金等制度名称	ふるさと名物応援事業補助金（地域産業資源活用事業）
目的・概要	地域の農林水産品等の地域資源を活用して新商品、新サービスの開発・販売に取り組む中小企業等に対し、必要な市場調査、試作品の開発、販路開拓活動等の取組に対し支援を行う。
対象者	中小企業地域資源活用促進法第6条第1項に基づく地域産業資源活用事業計画（開発・生産型）の認定を受けた中小企業者（共同で事業を実施する場合、補助対象者は認定を受けた地域産業資源活用事業計画における代表者）
対象事業	中小企業地域資源活用促進法6条第1項に基づいて認定された地域産業資源活用事業計画に従って行われる、単独又は複数の中小企業者による地域資源（農林水産物、鉱工業品及びその生産技術、観光資源）を活用した商品又はサービスの開発及びその販路開拓等
交付要件	地域資源を活用した商品・サービスの開発や販路開拓に対し、試作品開発、展示会出展等にかかる経費の一部を補助
補助金額・補助率等	1件あたり500万円以内、補助率2／3以内 ただし、4者以上の共同申請案件の場合には、1件あたり2，000万円
手続き等	平成28年度 募集期間 ・1次公募：平成28年2月9日～平成28年3月4日（公募終了） ・2次公募：平成28年4月27日～平成28年5月27日（公募中） ただし、平成28年熊本地震に係る災害救助法適用地域の補助対象者の受付期限は、平成28年7月27日まで
問い合わせ・申請先	九州経済産業局　産業部　中小企業経営支援室 〒812－8546　福岡市博多区博多駅東2－11－1 電話：092－482－5491　FAX：092－482－5396

地域資源活用促進法の概要

＜事業スキーム＞

国 （経済産業局）

【基本方針】
主務大臣（経産、総務、財務、厚労、農水、国交大臣）が
基本方針（地域産業資源、地域産業資源活用事業計画の認定基準等）を策定

計画申請　計画認定　都道府県が意見を付す　計画認定（結果報告）

一般社団・財団法人、NPO法人

【地域資源活用支援事業計画】
（平成27年8月に追加）

基本方針を踏まえ、一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人が、販路開拓・情報発信等を支援。

地域資源活用支援事業計画の主な要件

①実施項目が具体的かつ明確であり、その実現がみこまれるものであること。
②計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法を含む資金計画の実現が見込まれるものであること。

都道府県

【地域産業資源を指定】

地域産業資源の公表　都道府県を経由して国に計画を申請

中小企業者

【地域産業資源活用事業計画】
基本方針を踏まえ、中小企業者が、都道府県が指定する地域産業資源（農林水産物、産地の技術、観光資源）を活用して、新商品の開発等に取り組む事業計画を作成。

＜地域産業資源活用事業計画の主な要件＞
①都道府県が指定する地域資源を活用した事業であること
②地域のブランド力を高め、地域の他の中小企業者等の事業活動の促進に寄与する事業であること
③新たな需要開拓の見通しがあること

主な支援措置

■補助金　■中小企業信用保険法の特例　■日本政策金融公庫による低利融資制度
■食品流通構造改善促進法の特例　■地域団体商標の登録料等の減免　■市町村による高度化融資
■中小機構のハンズオン支援　等

中小企業地域資源活用促進法に基づく支援のスキーム

地域資源を活用して事業活動を行う中小企業

・国が基本方針を策定
・都道府県が地域資源を指定

事業計画策定（事業熟度（未））

都道府県を経由して経済産業局へ申請

事業計画認定

認定を受けた事業計画に従って事業を実施

試作品開発／展示会出展等（事業熟度（低））

設備投資／生産・販売（事業熟度（高））

補助金　低利融資

需要の開拓

＜事業段階に応じたきめ細かな支援＞

○全国各地での地域資源の発掘、磨き上げ
　マーケティング、ブランド戦略に精通した人材が常駐する全国事務局と10地域ブロック拠点を整備し、事業計画作成から需要開拓に至るまで一貫して支援。
○中小機構と協力した首都圏での販路開拓支援
　大規模展示会での出展スペース確保等、中小機構交付金事業として首都圏での販路開拓を支援。
○首都圏を中心としたネットワークの確立
　流通業者、情報通信、マスコミ、地域金融機関、大学等を「地域資源パートナー」として登録し、地域中小企業の販路開拓を支援。　他

経-2

小売業者等連携支援事業

補助金等制度名称	ふるさと名物応援事業補助金（小売業者等連携支援事業）
目的・概要	小売業者等が地域の優れた資源（農林水産品、鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術又は観光資源等。以下「地域資源」という。）を活用した商品・役務に関する市場動向等の情報を地域の製造事業者等にフィードバックし、消費者嗜好を捉えた商品づくりに繋げるための取組に対し支援を行う。
対象者	（小売業者等連携支援事業（中小企業者実施型）） 中小企業地域資源活用促進法第6条第1項に基づく地域産業資源活用事業計画（需要開拓型）の認定を受けた中小企業者（共同で事業を実施する場合、補助対象者は認定を受けた代表者） （小売業者等連携支援事業（団体実施型）） 中小企業地域資源活用促進法第8条第1項に基づく地域産業資源活用支援事業計画の認定を受けた一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人（以下「一般社団法人等」という。）（共同で事業を実施する場合、補助対象者は認定を受けた代表者）
対象事業	（小売業者等連携支援事業（中小企業者実施型）） 中小企業地域資源活用促進法第6条第1項に基づいて認定された地域産業資源活用事業計画（需要開拓型）に従って行う事業 （小売業者等連携支援事業（団体実施型）） 中小企業地域資源活用促進法第8条第1項に基づいて認定された地域産業資源活用支援事業計画に従って行う事業
補助金額・補助率等	小売事業者等支援事業（中小企業者実施型及び団体実施型） 1件あたり1，000万円以内、補助率：2／3
手続き等	平成28年度 募集期間 ・1次公募：平成28年2月9日～平成28年3月4日（公募終了） ・2次公募：平成28年4月27日～平成28年5月27日（公募中） ただし、平成28年熊本地震に係る災害救助法適用地域の補助対象者の受付期限は、平成28年7月27日まで
問い合わせ・申請先	九州経済産業局　産業部　中小企業経営支援室 〒812－8546　福岡市博多区博多駅東2－11－1 電話：092－482－5491　　FAX：092－482－5396

【事業イメージ】

（具体的な例）

【一般社団法人Ａ協会が地域産品のブランド化を支援】

Ｂ地域の地域資源〇〇〇は、国内生産量が全国第１位と、全国的にも知名度が高い地域資源であるが、その加工品は、これまで統一コンセプトによるブランド化等がなされておらず、その商圏も一部の地域に限られていた。

そこで、地域の生産業者、加工業者、商工団体等と連携し、ブランド戦略を構築することになり、Ａ協会もこれまで培ってきた販売ノウハウを活かし、催事スペースでその商品を販売するスペースを用意するとともに、来場者や購入者の感想やアンケート結果などを製造業者にフィードバックし、〇〇〇を活用した地域産品のブランド化の支援を行う。

◆具体的な補助事業対象経費の内容（例）
・展示会出展料　　・商品PRのための広報費用
・首都圏への販路開拓のための旅費　　・市場調査に係る委託費用　　等

＜事業の概要・目的＞

小売事業者等が、地域資源(注)を活用した『ふるさと名物』の市場動向等の情報を地域の製造事業者等にフィードバックする取組を国が支援することにより、地域の製造業者等による消費者嗜好を捉えた売れる商品づくりや地域発のブランド構築の実現を目指し、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的とした事業です。

＜補助内容＞

（1）補助対象事業
地域産業資源活用事業計画（需要開拓型）又は地域産業資源活用支援事業計画に基づいて実施される「ふるさと名物」の市場動向調査、販路開拓、広報等の事業

（2）補助上限額・補助率
補助上限額：1，000万円
補助率：2／3
補助対象経費：市場調査費、催事等の設営費、広報費等(注)
（注）商品等の開発費や仕入れに係る経費は補助対象外。

経-3

農商工等連携対策支援事業

補助金等制度名称	ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）
目的・概要	中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業及び中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
対象者	（事業化・市場化支援事業） 農商工等連携促進法第4条第1項に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた代表者かつ中小企業者 （連携体構築支援事業） 農商工等連携促進法第6条第1項に基づく農商工等連携支援事業計画の認定を受けた一般社団法人、一般財団法人等
対象事業	（事業化・市場化支援事業） 農商工等連携促進法第4条第1項に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた代表者かつ中小企業者が、当該計画に従って行う事業 （連携体構築支援事業） 農商工等連携促進法第6条第1項に基づく農商工等連携支援事業計画の認定を受けた一般社団法人等が、当該計画に従って行う事業
補助金額・補助率等	（事業化・市場化支援事業） 1件あたり500万円以内、補助率2／3以内 （連携体構築支援事業） 1件あたり500万円以内、補助率2／3以内
手続き等	平成28年度 募集期間 ・1次公募：平成28年2月9日～平成28年3月4日（公募終了） ・2次公募：平成28年4月27日～平成28年5月27日（公募中） ただし、平成28年熊本地震に係る災害救助法適用地域の補助対象者の受付期限は、平成28年7月27日まで
問い合わせ・申請先	九州経済産業局　産業部　中小企業経営支援室 〒812－8546　福岡市博多区博多駅東2－11－1 電話：092－482－5491　　FAX：092－482－5396

農商工等連携促進法の概要

基本方針　主務大臣（農林水産大臣、経済産業大臣等）が、農商工等連携事業・支援事業の認定基準等を策定

申請 → 認定　　申請 → 認定

農商工等連携事業計画

目的：中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善

中小企業者（商工業者に限る）と農林漁業者が共同で新商品、新サービスの開発、提供等に取り組む事業計画を作成

支援措置

- ■中小企業信用保険法の特例
- ■小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
- ■食品流通構造改善促進機構の債務保証
- ■農業改良資金助成法等に基づく貸付対象を中小企業者へ拡大。償還期間・据置期間を延長。
- ■中小企業投資促進税制（７％の税額控除又は３０％の特別償却 ）
- ■中小企業者に対する低利融資制度（政策金融公庫）
- ■株式会社日本政策金融公庫法、貿易保険法の特例

農商工等連携支援事業計画

目的：中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者又は農林漁業者に対する農商工等連携事業に関する指導、助言、その他の中小企業者と農林漁業者との有機的連携の支援

一定の要件を満たす公益法人又はＮＰＯが、農商工連携事業に取り組む事業者等に対する指導・助言等の支援を行う計画を作成

支援措置

- ■中小企業信用保険法の特例（事業計画の認定を受けた公益法人又は特定非営利活動法人は、中小企業信用保険の対象になる。）

農商工等連携促進法における支援の流れ

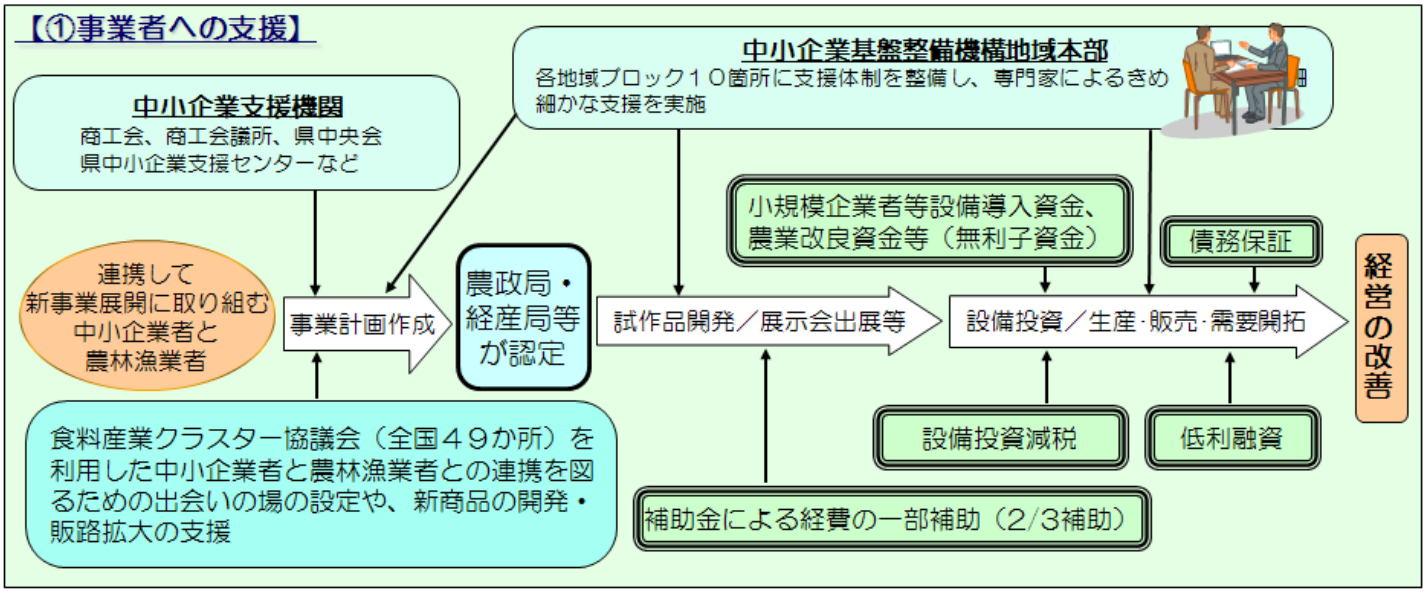

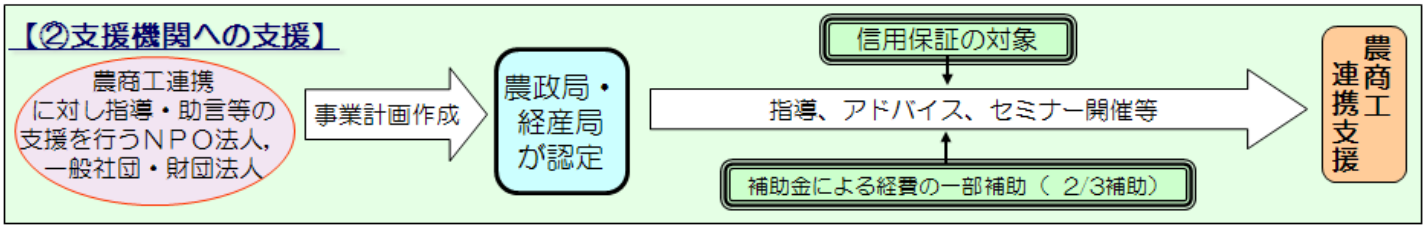

経-4

小規模事業者支援パッケージ事業

補助金等制度名称	小規模事業者持続化補助金等
目的・概要	小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって、経営計画を作成し、その経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用を支援する。 複数の事業者が連携した取組についても支援するとともに、海外展開の取組、雇用を増加させる取組や、移動販売などによる買い物弱者対策に取り組む事業者については、より重点的に支援する。
対象者	製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む会社及び個人事業主であり、常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下）の事業者。
対象事業	策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組であること。
交付要件	商工会・商工会議所の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に基づいた実施する販路開拓等のための取組、あるいは、販路開拓等の取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）のための取組であること。
補助金額・補助率等	補助率：2／3以内 補助上限額：50万円（※） ※100万円（海外展開、雇用対策、買い物弱者対策の場合） ※500万円（複数の事業者が連携した共同事業の場合）
手続き等	平成28年度 募集期間 ・平成28年2月26日～平成28年5月13日 ※平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴い、災害救助法適用地域の事業者については公募期間を延長する。
問い合わせ・申請先	九州経済産業局　産業部　中小企業経営支援室 〒812－8546　福岡市博多区博多駅東2－11－1 電話：092－482－5491　　FAX：092－482－5396

小規模事業者持続化補助金

採択実績（単位：件）

予算規模：平成25年度補正：60億円、平成26年度補正：166億円

	採択累計	平成25年度補正	平成26年度補正
福岡	1,847	467	1,380
佐賀	461	138	323
長崎	902	224	678
熊本	1,680	386	1,294
大分	482	149	333
宮崎	587	161	426
鹿児島	1,564	536	1,028
九州	7,523	2,061	5,462
全国	47,181	13,327	33,854

▼ 小規模事業者持続化補助金は、以下のような取組に使える補助金です▼

【栃木県・食料品卸売業】

事業内容

- 地元名産のネギを加工・瓶詰めして販売。
- 補助金を活用して、セット売り・贈答用の箱を制作。また、会社概要や商品説明を掲載したHPを作成した。

事業効果

- セット売り・贈答用の箱を作ることで、瓶詰め単品よりも営業がしやすくなり、贈答品のマーケットにも参入できた。これにより、売上増が実現。
- 東京ビックサイトの展示会にも出展し、首都圏商社からの引き合いや、県内他社との今後につながる商談の機会を持てた。
- HPの作成により、幽霊会社という疑念を持たれにくくなり、信用を得やすくなった。また、顧客や贈答として受け取った方からのアクセスもあり、商品の質問や購入の問合せが入るようになった。

【東京都・理美容業】

事業内容

- 既存の設備では高齢者が長時間座っていられないという声を受け、高齢者に優しいカットチェア・シャンプーチェアを導入。
- お店が目立たない位置にあるため、表通りへの看板設置とチラシの配布で店舗をPR。

事業効果

- 高齢者向けなどシャンプーサービスの売上が増。
- チラシや看板の効果で総売上が増。

〔特産品・観光資源開発・販路開拓支援〕
小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業

補助金等制度名称	➢ 小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業＜全国商工会連合会＞ ➢ 地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト＜日本商工会議所＞
目的・概要	地域の小規模事業者が、地域の資源を活用して全国規模のマーケットを視野に入れた新事業展開を支援するため、商工会議所、商工会及び県商工会連合会が小規模事業者と協力して行う「特産品開発」や「観光開発」などの取組や、地元自治体等と一体となって取り組む「地域の課題解決に資する事業（コミュニティビジネス等）」に支援。 H27年度事業より、訪日外国人旅行者の増加に伴う旅行消費額の拡大を踏まえ、海外インバウンド振興のための調査や計画立案も可能となった。
対象者	➢ 全国各地の商工会及び都道府県商工会連合会＜全国商工会連合会＞ ➢ 全国各地の商工会議所＜日本商工会議所＞
対象事業	**①特産品開発事業** 地域の資源（農水産品・文化・技術など）を活かした新たな製品（特産品等）の開発又は改良及びその普及に関する事業、もしくは、その計画立案に係る調査研究 **②観光開発事業** 地域の資源（名所・施設・産業など）を活用した新たなサービス事業（着地型観光開発を含む）の開発又は改良及びその普及に関する事業、もしくは、その計画立案に係る調査研究 **＜特産品・観光開発事業＞** 上記①、②の両方（関連性があるもの）を実施する事業、及び調査研究 **③コミュニティビジネス創出事業** 地域の課題（少子高齢化、人口の都市部偏在、過疎等により生じている諸問題）の解決に資する事業、及び、その計画立案に係る調査研究 【事業イメージ】

	A：調査研究	B：本体1年目	C：本体2年目
①特産品開発事業	F/S調査	試作品開発など	市場調査、試作品改良、販路拡大など
②観光開発事業	委員会開催 専門家招聘 調査費など	観光開発など	
③コミュニティビジネス創出事業		ビジネスモデル構築 社会実験の実施など	ビジネスモデル改良人材育成など

交付要件	➢ 地域の資源を活用した取組であること（コミュニティビジネスは除く）。 ➢ 地域で顕在化している課題を解決する取組であること（コミュニティビジネス） ➢ 地域内の複数の事業者等が参画した、地域を挙げた取り組みであること ➢ 小規模事業者が参画していること ※「小規模事業者」とは、従業員20人以下の企業（商業・サービス業については、従業員5人以下のもの）を指す ➢ 新規性のある事業であること（その地域において新しい取組であること）
補助金額・補助率等	**A：調査研究事業**　**100**万円～**500**万円＜定額補助＞ **B：本体事業1年目**　【通常案件】**100**～**800**万円＜**2/3**＞ 【共同案件】**100**～**1,000**万円＜**2/3**＞ **C：本体事業2年目**　【通常案件】**100**～**600**万円＜**1/2**＞ 【共同案件】**100**～**750**万円 ＜**1/2**＞
手続き等	【公募期間】 平成**28**年**3**月**8**日～**3**月**25**日（正午必着）(全国商工会連合会) 平成**28**年**2**月**18**日～**3**月**25**日 (日本商工会議所)
問い合わせ・申請先	全国商工会連合会　企業支援部　市場開拓支援課 電子メール：nproject@shokokai.or.jp（調査研究）、shijo@shokokai.or.jp（本体） 日本商工会議所　流通・地域振興部 電話：03-3283-7864　電子メール：z-tenkai@jcci.or.jp

＜小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業＞

地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める特産品開発や観光資源開発及びその販路開拓並び地域の課題解決に資する事業（コミュニティビジネス等）に対し幅広く支援。

平成27年度　九州26件採択（商工会20件、商工会議所6件）

県名	事業名	事業実施者	プロジェクト名称
福岡県	調査研究	1.太宰府市商工会	1350年の歴史ある古都・太宰府、今こそ「和の文化」の発信拠点へ！
		2.柳川商工会議所	名勝「水郷柳川」の隠れた名所・旧跡を活用した観光開発調査事業
		3.八女商工会議所	八女産オリーブの商品化に向けた調査研究事業
	1年目	4.久留米南部商工会	「美と健康の食」の里づくりプロジェクト
	2年目	5.粕屋町商工会	粕屋町の特産「バラとブロッコリー」を使って粕屋町の未来創生
佐賀県	調査研究	6.小城商工会議所	きになる小城のきになる魅力発見事業
長崎県	調査研究	7.西そのぎ商工会	ながさきみかんをモチーフにした新製品づくり
	1年目	8.五島市商工会	「ジャパニーズツイン」アイランドとして全国へ発信プロジェクト
熊本県	調査研究	9.阿蘇市商工会	阿蘇の美食と美験で美美しく変心する阿蘇ブランド開発計画
		10.水俣商工会議所	コミュニティキッチンを拠点とした食ビジネス創出プロジェクト
	2年目	11.天草市商工会	「ぢのもん、ぷ～てみろな！」天草にしかない、南蛮の香りでおもてなし
大分県	調査研究	12.中津市しもげ商工会	高速交通体系の進展に対応する観光振興と特産品開発
		13.九州アルプス商工会	炭酸温泉を活用した「現代版湯治」の研究開発事業
		14.宇佐商工会議所	行列が出来る儲かる「うさ観光グルメ」・開発プロジェクト
宮崎県	調査研究	15.高城町商工会	宮崎の新名物「肉のアヒージョ」開発プロジェクト
	2年目	16.門川町商工会	おいしく・きれい　門川SUN美味しく飲んで・食べて健康になる
		17.南郷町商工会	『かつおのまち南郷町を取り戻せ！』南郷ブランド化プロジェクト
鹿児島県	調査研究	18.長島町商工会	長島アンテナショップの開設～鹿児島最北端のうんまかもんをもっと身近に
		19.南さつま市商工会	すんくじらの「田舎らしさ」でブランドを作る
		20.かのや市商工会	鹿児島最大の農業生産基地から本物の味覚をお届け特産品調査研究事業
		21.龍郷町商工会	龍郷町を全国にPR　調査研究事業
		22.喜界町商工会	自転車でつなぐ地域資源観光可能性調査事業
		23.宇検村商工会	観光プログラム「昆虫ツーリズム」の開発可能性とその経済波及効果調査
		24.奄美大島商工会議所	名瀬まち商店街観光まちづくり事業調査
	1年目	25.日置市商工会	田舎を逆手に古民家周遊で儲かる地域づくり
		26.知名町商工会	鍾乳洞と花の島“おきのえらぶ”観光・特産品開発事業

経-6

中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業

補助金等制度名称	ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金
目的・概要	国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援
対象者	中小企業、小規模事業者
対象事業	**1．革新的サービス・ものづくり開発支援（補助率　2/3）** （1）一般型　　補助上限額:1,000万円中小企業が行うサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。 ※複数社による共同事業は、企業数に応じて補助上限額を引上。（共同事業の補助上限額：個社の補助上限額×5社） （2）小規模型　　補助上限額:500万円 小規模な額で行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援。 **2．サービス・ものづくり高度生産性向上支援（補助率　2/3）** 補助上限額:3,000万円 IoT等の技術を用いて生産性向上を図る設備投資等を支援。
対象要件	認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下のいずれかに取り組むものであること。 **1．革新的サービス・ものづくり開発支援** 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。 **2．サービス・ものづくり高度生産性向上支援** 上記1．の革新的なサービス開発・試作品開発・プロセス改善であって、IoT等を用いた設備投資を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること。
手続き等	公募　　受付開始：平成28年2月　5日 　　締　　切：平成28年4月　13日
問い合わせ・申請先	九州経済産業局　地域経済部　技術振興課 〒812－8546　福岡市博多区博多駅東2－11－1 電話：092－482－5464　　FAX：092－482－5392 又は、各県の中小企業団体中央会

中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業

事業の内容

事業の概要・目的

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

1．革新的サービス・ものづくり開発支援
「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。
2．サービス・ものづくり高度生産性向上支援
上記1．の革新的なサービス開発・試作品開発・プロセス改善であって、IoT等を用いた設備投資を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること。

事業イメージ

1．革新的サービス・ものづくり開発支援（補助率 2/3）

（1）一般型　補助上限額:1,000万円
中小企業が行うサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。
（例）医師のトレーニング用胸部骨格モデルの開発。
人体の構造の再現度を高めるため、３Ｄ技術を活用した試作品製作を行うための設備投資を支援。
※複数社による共同事業は、企業数に応じて補助上限額を引上。
（共同事業の補助上限額：個社の補助上限額×5社）

（2）小規模型　補助上限額:500万円
小規模な額で行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援。
（例）高齢者世帯とその家族等をつなぐシステムをクラウド上に構築。
高齢者の生活データを蓄積・解析することで、暮らしに配慮した見守り体制を構築する。

2．サービス・ものづくり高度生産性向上支援（補助率 2/3）

補助上限額:3,000万円
IoT等の技術を用いて生産性向上を図る設備投資等を支援。
（例）新たに航空機部品を作ろうとする中小企業が、既存の職人的技能をデータ化すると共に、データを用いて製造できる装置を配置。

※１．２．共通
・給与総額増の取組は加点。
・TPP加盟国等への海外展開により海外市場の新たな獲得を目指す取組は加点。

経-7

JAPANブランド育成支援事業

補助金等制度名称	ふるさと名物応援事業補助金 （JAPANブランド育成支援事業）
目的・概要	複数の中小企業等が連携し、自らが持つ優れた素材や技術等の強みを踏まえた①戦略を策定し、②商品の開発や海外展示会への出展等を支援する。
対象者	商工会議所、商工会、組合、NPO法人、中小・小規模企業（4者以上）等
対象事業	①戦略策定支援事業 自らの現状を分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を策定するため、専門家の招聘、市場調査等に要する経費を補助。 ②ブランド確立支援事業（1年目～3年目） 複数の中小企業等が連携して、優れた素材や技術等を活かした製品の魅力を高め、国内外のマーケットで通用するブランド力を確立するため、委員会開催、市場調査、専門家の招聘、デザイン開発・評価、新商品開発・評価、展示会への出展等に要する経費を補助。
交付要件	複数の中小企業等が主体的に参画した取組みであること。 地域中小企業等の商品や技術等をベースとしていること。
補助金額・補助率等	**① 戦略策定支援事業** 上限200万円、下限100万円＜定額補助＞ **② ブランド確立支援事業** 補助対象経費の3分の2以内 （上限2，000万円、下限100万円）
手続き等	公募期間 平成28年4月27日（水）～平成28年5月27日（金） （熊本地震に係る災害救助法適用地域の事業者の受付期限は、平成28年7月27日（水）までとします。）
問い合わせ・申請先	九州経済産業局　産業部　農林水産業成長産業化支援室 電話：092－482－5540 FAX：092－482－5396

JAPANブランド育成支援事業

複数の中小企業等が連携して、自らが持つ優れた素材や技術等を活かし、その魅力をさらに高め、世界に通用する『JAPANブランド』を確立していこうとする取組みに対して支援を行う。

JAPANブランド育成支援事業

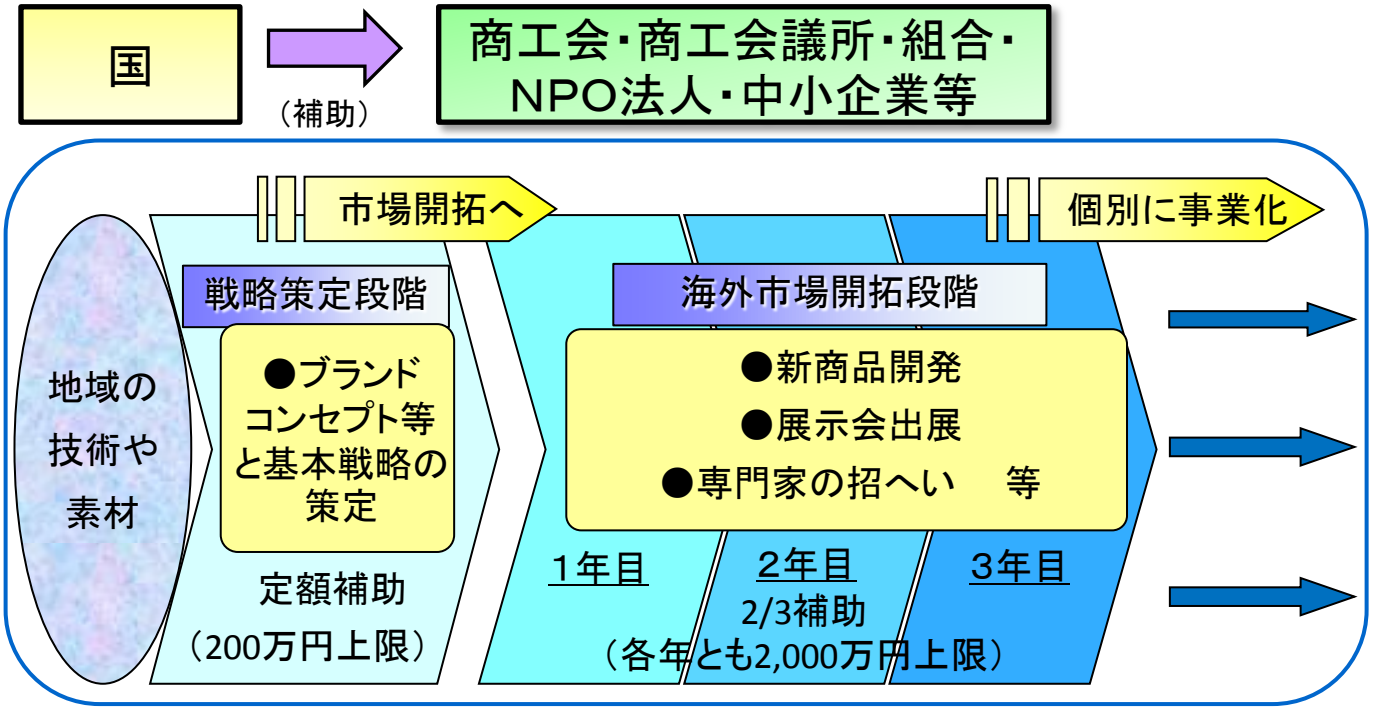

JAPANブランド育成支援事業　平成27年度採択事業（九州）

事業	事業主体	都道府県	プロジェクト名
戦略策定	八女商工会議所	福岡	YamenoGi（八女の技）海外展開プロジェクト
戦略策定	協同組合延岡生花地方卸売市場	宮崎	東アジア市場に九州の生花をブランディングして販売する事業
戦略策定	株式会社キットヒット	福岡	福岡から素晴らしい音色を世界へ
ブランド確立（1年目）	フラッグス株式会社	熊本	フランス食文化に「FURIKAKE」をふりかけるプロジェクト
ブランド確立（2年目）	薩摩川内市商工会	鹿児島	アジアでの薩摩川内ブランド確立プロジェクト事業
ブランド確立（3年目）	鹿児島県商工会連合会	鹿児島	”奄美の黒糖焼酎”ジャパンブランド化展開事業

経-8 JAPANブランド等プロデュース支援事業

補助金等制度名称	JAPANブランド等プロデュース支援事業
目的・概要	中小企業や団体等が外部人材を活用し、魅力ある地域資源の磨き上げ、地域ブランディング、海外での誘客プロモーション・セールス等を一貫してプロデュースするプロジェクトを支援することにより、インバウンド消費拡大を通じた地域中小企業の売上拡大や地域経済の活性化等を図ります。
対象者	中小企業者等
対象事業	地域の中小企業等が、外部人材を活用しインバウンド消費拡大を目指して、「魅力ある地域資源の磨き上げ、地域ブランディング、海外での誘客プロモーション・セールス等」をプロデュースする取組を行う事業に係る経費を補助。
交付要件	中小企業とプロデューサーがチームを組む取組であること。
補助金額・補助率等	①プロデュース活動支援 公募の上で魅力的なプロジェクトを採択し、そのプロデュースを行うための経費のうち、「外部人材に係る謝金・旅費」を補助します。 （8件程度、総額3，600万円上限） ②アドバイザー派遣 各採択プロジェクトに対して、外部専門家によるアドバイザーを適切に選定・派遣し、より具体的な助言等を行います。 ③プロモーション・セールス支援 各採択プロジェクトに対して、海外からの誘客を図るためのプロモーションやセールスの取組に対する支援を行います。 ④国内ネットワーク支援 採択された各プロジェクトの進捗確認、プロジェクト同士の連携促進、インバウンド誘致に係るネットワークの構築などを目的に、各プロジェクトマネージャーを集めた会議を年2回程度開催します。 ⑤海外ネットワーク支援 海外の旅行事業者等とのネットワークを構築するべく、海外旅行博覧会等への出展等を行います。
手続き等	平成28年5月16日～6月13日
問い合わせ・申請先	九州経済産業局　産業部　流通・サービス産業課 電話：092－482－5511、FAX：092－482－5959

＜支援内容＞

アドバイザー派遣

- 採択プロジェクトの実施地域に対して、海外ニーズや海外ネットワーク等に明るいアドバイザーを派遣し、コンセプト作りにあたり具体的な助言を行う。

国内ネットワーク支援事業

- 採択プロジェクトが一堂に会してプロジェクト間の連携や海外展開に役立つアドバイザーとの交流等を促進（年２回程度）。

プロモーション・セールス支援

- 各プロジェクトの海外プロモーションやセールスの支援（例：海外旅行会社等とのマッチング・仲介によるツアー造成や、HP開設・リーフレット等作成による共同PR等）
- 海外旅行博覧会への出展支援を行う。

＜スキーム＞

経済産業省

補助 ↓　↑ 申請

補助事業者（事務局）

補助＆サポート ↓　↑ 申請

DMO等 × プロデューサー

経-9 地域発コンテンツ海外流通基盤整備事業（略称：JLOP）

補助金等制度名称	地域発コンテンツ海外流通基盤整備事業費補助金「JLOP」
目的・概要	地域発コンテンツ等の海外展開に必要なローカライズやプロモーションを行う事業者に対して、補助金を交付することにより、**地域発コンテンツ等の海外展開を促進し「日本ブーム創出」にともなう「関連産業の海外展開の拡大」「訪日観光等の促進」につなげる。**
対象者	1. 日本の法令に基づき設立された法人 2. 地方自治法で定められた地方公共団体　ほか
対象事業	**「ローカライズ支援」** 映画、テレビドラマ、アニメ、ドラマ・アニメ以外のテレビ番組及び配信番組（ドキュメンタリー、バラエティ番組等）、電子コミック、ゲーム等、様々な映像素材が海外で発信（放送、配信、上映）される場合に、必要となる字幕の付与や音声の吹き替えなどのローカライズに対し、補助金を交付。 ※ローカライズとは、翻訳や字幕・吹き替えの作成、海外の文化や法律に照らし不適切な表現を差し替えること等。 **「プロモーション支援」** 映画、テレビドラマ、アニメ、ドラマ・アニメ以外のテレビ番組及び配信番組（ドキュメンタリー、バラエティ番組等）、電子コミック、ゲーム、並びに出版、音楽等のコンテンツの海外展開に関連する見本市への出展やイベント開催、広告出稿などの各種プロモーション活動に対し、補助金を交付。 ※プロモーションとは、作品の広報・宣伝や、国内外でイベントを開催すること等。
手続き等	募集期間　受付開始：平成28年2月22日 締　　切：平成29年1月31日
補助金額・補助率等	対象費用の2分の1以下 但し**「地域経済活性化に特に資する事業」と認められる案件は、対象費用の3分の2以下** ※対象額および適用範囲は事業ごとに審査により決定
問い合わせ・申請先	（問合せ） 九州経済産業局　新産業戦略課 〒812－8546　福岡市博多区博多駅東2－11－1 電話：092－482－5575　FAX：092－482－5390 （申請先） 映像産業振興機構(VIPO)　JLOP事務局 URL：http://j-lop.jp/plus/　E-mail：Support@JLOP.JP

地域発コンテンツ海外流通基盤整備事業

事業の内容

対象者

○日本の法令に基づき設立された法人（企業・団体）
　法人格を持たない団体からの申請はできません

○地方自治法で定められた地方公共団体

○次の条件を満たした海外現地法人
　・親会社たる国内法人が議決権株式の過半数を有する海外現地法人子会社
　・親会社たる国内法人が連帯保証する海外現地法人子会社
　上記2 要件を満たし、かつ審査委員会が適切と認めた企業グループ

事業概要

コンテンツが主体となって海外展開を促進する事業

（主な例）

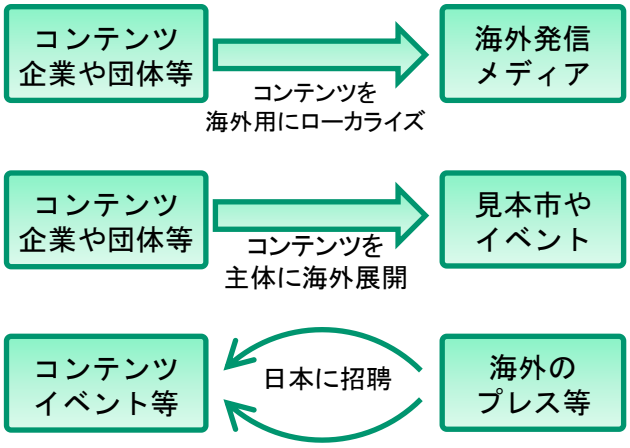

コンテンツを有効活用して海外展開を促進する事業

（主な例）

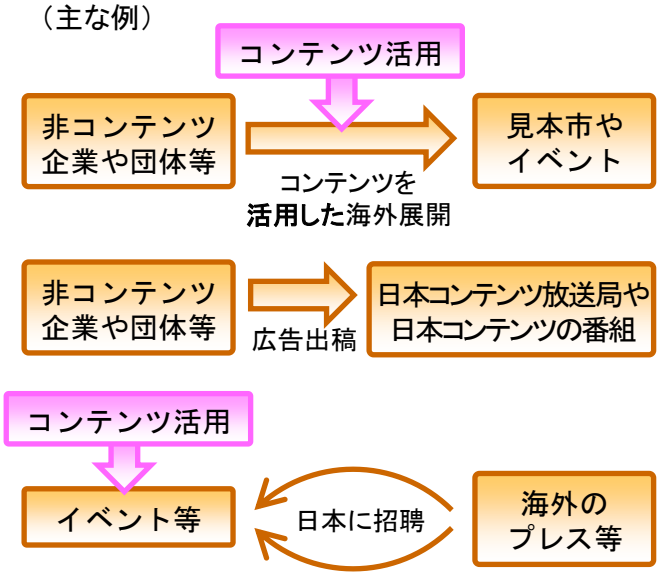

補助金額・補助率

○対象費用の2分の1以下
○但し、**「地域経済活性化に特に資する事業」と認められる案件は、対象費用の3分の2以下**
　※対象額および適用範囲は事業ごとに審査により決定

対象となるコンテンツ

○対象となるコンテンツが**映像、音楽、ゲーム、出版、キャラクター**であること
○日本の法令に基づき設立された法人または日本国民（特別永住者を含む）によって制作され、かつ日本国民がその製作活動に主体的に関わっており、その法人または日本国民が著作権の全部または一部を有しているコンテンツ
○他国と、日本の法令に基づき設立された法人または日本国民（特別永住者を含む）との共同で製作され、かつ日本国民がその製作活動に主体的に関わっており、その法人または日本国民が著作権の全部または一部を有しているコンテンツ
※ 上記にあてはまらないもののうち、審査委員会が特別に認めたもの対象となる場合があります。

経-10 地域発コンテンツの広域発信支援事業

補助金等制度名称	地域発コンテンツの広域発信支援事業
目的・概要	クールジャパン戦略の柱の一つとして、日本の地域の魅力をコンテンツを通じて効果的に発信することで、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげ、地域経済活性化を推進する。 このため、**コンテンツ産業と製造業・観光業等の他産業との連携促進や、当初から広域展開を念頭に置いたコンテンツづくり、コンテンツを効果的に発信するための取組に対して支援**を行う。
対象者	民間企業等
対象条件	（1）プロダクトプレイスメントの活用等により、製造業や観光業等の企業・団体が参加していること （2）現地の嗜好に対応したコンテンツであること （3）広域展開向けに権利処理がなされていること　ほか ※プロダクトプレイスメント・・・コンテンツの中で特定の商品・サービス等を表示し、需要喚起を図る手法
手続き等	募集期間　受付開始：未定 締　　切：未定
補助金額・補助率等	対象費用の2分の1以下 ※但し条件付で3分の2以下となる場合があります。
問い合わせ・申請先	（問合せ） 九州経済産業局　新産業戦略課 〒812－8546　福岡市博多区博多駅東2－11－1 電話：092－482－5575　FAX：092－482－5390

地域発コンテンツの広域発信支援事業

事業の内容

事業イメージ

製造業・観光業等と連携の下、
最新の日本の魅力を伝えるコンテンツを通じて新需要開拓

【地域の製造業・観光業等の企業・団体群】
役割：スポンサーシップ、プロダクト・プレイスメント、観光誘致のための
プロモーション協力等

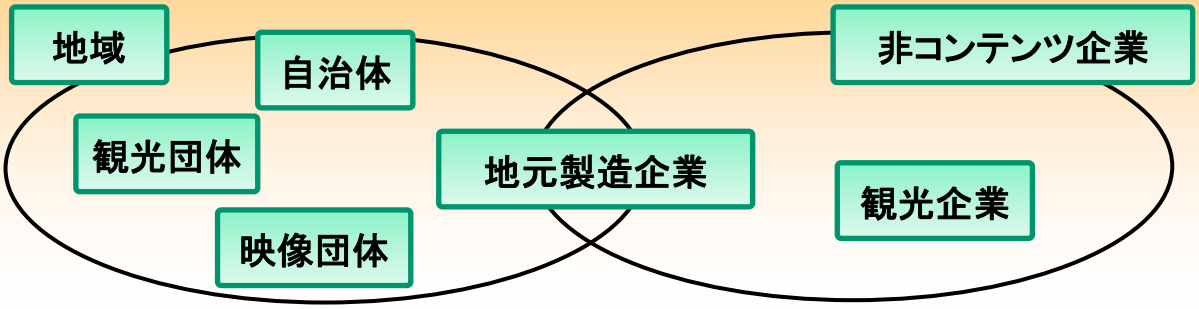

連携

【地域コンテンツ制作企業】

役割：プロジェクトマネジメント
プロデューサー派遣
技術指導、出演者手配等

現地の嗜好に対応した
コンテンツづくり

現地俳優の活用、日本企業の最新製品等のプロダクトプレイスメント、最新日本観光情報等を盛り込んだコンテンツづくり

コンテンツを効果的に発信するための取組み

補助

国

コンテンツ産業と製造業・観光業等の他産業との連携促進や、当初から広域展開を念頭に置いたコンテンツづくり、コンテンツを効果的に発信するための取組に対して支援します。

経-11 産学連携サービス経営人材育成事業

補助金等制度名称	産学連携サービス経営人材育成事業費補助金
目的・概要	大学等（短期大学、専門職大学院、大学院を含む。）が、産業界（主にサービス事業者）と連携し、サービス産業の次代の経営者やマネージメント人材を目指す学生や社会人を対象とした実践的かつ専門性を有する教育プログラムの開発、及び実証を行う取組を支援する。
対象者	大学等（短期大学、専門職大学院、大学院を含む。） ※大学等とコーディネータ（民間企業、団体）との共同申請も可能。
対象要件	優先推進枠及び一般推進枠の2つの申請枠を設ける。 【優先推進枠】 一般推進枠と比較してサービス産業の活性化・生産性向上の観点から、より重要な分野に絞りつつ、当該分野における先駆的なサービス経営人材育成プログラムを、産学連携をより効果的に進めながら、より一層迅速かつ大規模に進めるもの （対象分野） 卸売業、小売業、運輸業、飲食業、宿泊業、観光業、医療業、介護業、保育業、サービス産業 【一般推進枠】 （対象分野） サービス産業（第3次産業全般で捉えたもの）、卸売、小売、運輸、飲食、宿泊、観光、医療、介護、保育、情報通信、金融、不動産、生活活関連サービス、娯楽、経営コンサルティング、公共サービス、教育サービス、その他BtoCサービス、その他BtoCサービス
手続き等	平成28年度 公募期間 ・平成28年1月26日～平成28年2月26日 ※既に公募は終了してます。
補助金額・補助率等	【優先推進枠】 ・大学等（上限額）16，000，000円：補助率定額（10/10） ・コーディネータ（上限額）5，000，000円：補助率（対象経費の2/3） 【一般推進枠】 ・大学等（上限額）10，000，000円：補助率定額（10/10） ・コーディネータ（上限額）4，500，000円：補助率（対象経費の2/3）
問い合わせ・申請先	（問合せ） 九州経済産業局　新産業戦略課 〒812－8546　福岡市博多区博多駅東2－11－1 電話：092－482－5575　FAX：092－482－5390

産学連携サービス経営人材育成事業

事業の内容

事業イメージ

●産学コンソーシアムにて、最新の経営ノウハウや、企業から教育機関へのニーズ、専門・実践教育のあり方等を討議します。討議内容を踏まえ、専門・実践教育プログラム（専門経営理論、産学共同プロジェクト・インターン、実務家教員による講座等）を産学共同開発・実証をします。
●特に28年度からの新規支援分については、「サービス産業チャレンジプログラム」に記載された重要分野（卸・小売、運輸、IT等）を対象に、①大規模なカリキュラム組成・変革を行うもの、②産業界との更なる連携（産業界による教育プログラムの評価の導入等）を行うもの、を重点支援します。
●27年度からの継続支援分については、27年度に開発した教育プログラムの実証等を踏まえたブラッシュアップを支援するとともに、重要分野に取り組む一部の大学等については、28年度新規分と同様、重点支援します。
●更に、採択大学等におけるプログラム開発の強化・効率化を図るため、産業界と大学のマッチング支援、大学等間で横断的に必要な調査、産業界による評価の仕組みの構築等を専門の者が行うスキームを導入します。

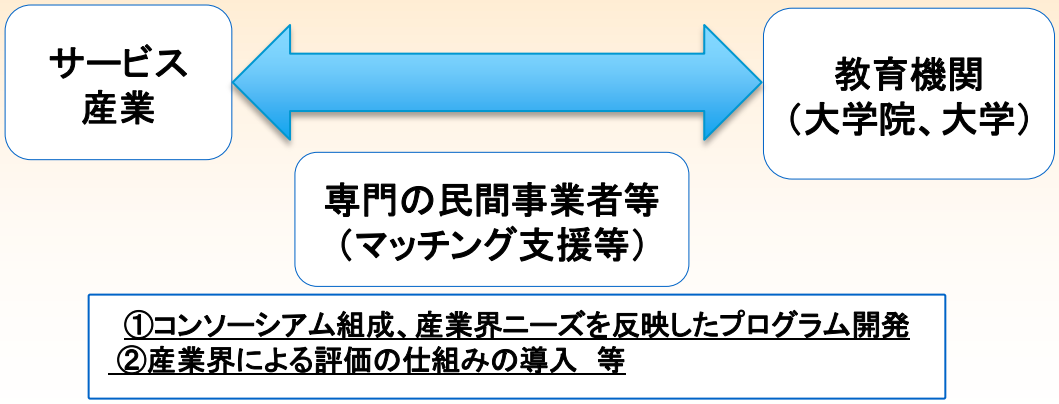

対象要件

【優先推進枠】
（対象分野）
卸売業、小売業、運輸業、飲食業、宿泊業、観光業、医療業、介護業、保育業、サービス産業

【一般推進枠】
（対象分野）
サービス産業（第3次産業全般で捉えたもの）、卸売、小売、運輸、飲食、宿泊、観光、医療、介護、保育、情報通信、金融、不動産、生活活関連サービス、娯楽、経営コンサルティング、公共サービス、教育サービス、その他BtoCサービス、その他BtoCサービス

経-12

地域団体商標登録制度

補助金等制度名称	地域団体商標登録制度
目的・概要	近年、特色ある地域づくりの一環として、地域の特産品等を他の地域のものと差別化を図るための地域ブランド作りが全国的に盛んになっています。 このような地域ブランド化の取組では、地域の特産品にその産地の地域名を付す等、地域名と商品（役務）名からなる商標が数多く用いられています。しかしながら、従来の商標法では、このような地域名と商品名からなる商標は、商標としての識別力を有しない、特定の者の独占になじまない等の理由により、図形と組み合わされた場合や全国的な知名度を獲得した場合を除き、商標登録を受けることはできませんでした。 地域団体商標登録制度とは、地域ブランドの保護により地域経済を活性化することを目的として、地域名と商品（役務）名からなる商標（地名入り商標）について、より早い段階で団体商標として登録を受けることを可能にする制度で、平成18年4月より開始されました。 具体的に地域団体商標の登録に際しては、主体が要件に適合しているか、周知性の要件を満たしているか、当該商品が地域と密接な関連性を有しているかどうかといった点について審査が行われます。 本制度が活用されることにより、これから地域ブランド活動を展開していこうとする事業者は、自らの権利が適切に守られ信用の維持が図られることになり、産業競争力の強化と地域経済の活性化が期待されます。
対象者	①法人格を有する組合（加入の自由が保証された農協、漁協、商工組合等） ②商工会議所、商工会、非営利活動法人（NPO法人） ※②については、平成26年8月1日より新たに対象となりました。
対象事業	地域名と商品（役務）名からなる地域団体商標登録の出願
交付要件	—
補助金額・補助率等	—
手続き等	特許庁にて出願を随時受け付け。出願の流れはフロー図参照。 （参考）特許庁HP「地域団体商標制度」 http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm
問い合わせ先	九州経済産業局　地域経済部　産業技術課　特許室 〒812－8546　福岡市博多区博多駅東2－11－1 福岡合同庁舎本館6階 電話　092－481－2468　FAX　092－482－5392

地域団体商標登録出願の流れ

地名入り商標(注)を使用により周知

↓

適格団体による出願 ←

- 法人格　・加入自由の法的担保
- 事業協同組合、農業協同組合等
- 商工会議所、商工会、NPO法人※

※平成26年8月1日より

（注）地域名＋商品（役務）名
- 商品の産地、役務の提供地等
- 商品の略称可（織、焼等）

↓

審査（14条）　（特許庁）

地域ブランドとして認められる団体商標

〇団体の適格性

〇地名と商品（役務）の密接な関連性

（商品の産地、役務の提供地、主要原材料の産地等）

〇使用による一定程度の周知性の獲得

（出荷・販売状況、広告宣伝・記事掲載等）

〇他の類似の周知商標の不存在

地域団体商標の登録（18条）

異議申立（2ヶ月）

要件違反等（現行通り）

何人も申立可能（43条の2）

無効審判（一部5年）

要件違反等（事後的な周知性の喪失を追加）

利害関係人のみ請求可能（46条）

地域団体商標権者の権利

〇指定商品（役務）について、登録商標を使用する権利を専有（25条）

（〇〇産△△、〇〇地域における△△の提供等）

〇類似商標の他人による使用等を排除（37条）

差止請求権、損害賠償請求権、刑事罰等

〇移転等の制限（24条の2）

取消審判

不使用・不正使用等

何人も請求可能（50、51、53条）

正当な第三者の使用の保護

出願前の使用者の保護	商品特性の表示としての使用
↓	↓
先使用権の緩和（32条の2） 自己のために、引き続き商標の使用可能	効力制限の維持（26条） 普通名称、産地、販売地、品質等

〇全国的知名度の獲得

〇同一商標の不存在

↓

全国的なブランドへ

九州の地域団体商標登録リスト（平成２７年１２月現在）

県	商標	権利者
福岡	小石原焼	小石原焼陶器協同組合
福岡	合馬たけのこ	北九東部農業協同組合
福岡	博多人形	博多人形商工業協同組合
福岡	博多織	博多織工業組合
福岡	八女提灯	八女提灯協同組合
福岡	上野焼	上野焼協同組合
福岡	八女茶	全国農業協同組合連合会・ 福岡県茶商工業協同組合
福岡	福岡の八女茶	全国農業協同組合連合会・ 福岡県茶商工業協同組合
福岡	八女福島仏壇	八女福島仏壇仏具協同組合
福岡	博多なす	全国農業協同組合連合会
福岡	久留米かすり	久留米絣協同組合・ 久留米絣縞卸商協同組合
福岡	久留米絣	久留米絣協同組合・ 久留米絣縞卸商協同組合
福岡	福岡のり	福岡県有明海海苔共販漁業協同組合連合会
福岡	原鶴温泉	原鶴温泉旅館協同組合
福岡	博多蕾菜	全国農業協同組合連合会
福岡	博多焼酎	福岡県酒造組合
福岡	はかた地どり	全国農業協同組合連合会
佐賀	神埼そうめん	神埼そうめん協同組合
佐賀	佐賀のり	佐賀県有明海漁業協同組合連合会
佐賀	伊万里梨	伊万里市農業協同組合
佐賀	うれしの茶	西九州茶農業協同組合連合会
佐賀	佐賀産和牛	佐賀県経済農業協同組合連合会
佐賀	小城羊羹	小城羊羹協同組合
佐賀	唐津焼	唐津焼協同組合
長崎	長崎カステラ	長崎県菓子工業組合
長崎	五島うどん	五島手延うどん協同組合
長崎	五島手延うどん	五島手延うどん協同組合
長崎	小長井牡蠣	小長井町漁業協同組合
長崎	九十九島かき	佐世保市相浦漁業協同組合
長崎	五島牛	ごとう農業協同組合
長崎	長崎和牛	全国農業協同組合連合会
長崎	壱岐牛	壱岐市農業協同組合
熊本	杖立温泉	杖立温泉観光旅館協同組合
熊本	黒川温泉	黒川温泉観光旅館協同組合
熊本	阿蘇たかな漬	阿蘇たかな漬協同組合

熊本	球磨焼酎	球磨焼酎酒造組合
熊本	熊本名産からし蓮根	熊本県辛子蓮根協同組合
熊本	小国杉	小国町森林組合
熊本	天草黒牛	天草畜産農業協同組合
熊本	くまもと畳表	八代地域農業協同組合
熊本	菊池温泉	菊池温泉観光旅館協同組合
熊本	くまもと茶	熊本県経済農業協同組合連合会
熊本	天草ぶり	熊本県海水養殖漁業協同組合
熊本	荒尾梨	玉名農業協同組合
大分	豊後別府湾ちりめん	大分県漁業協同組合
大分	関あじ	大分県漁業協同組合
大分	関さば	大分県漁業協同組合
大分	大分麦焼酎	大分県酒造協同組合
大分	大分むぎ焼酎	大分県酒造協同組合
大分	日田梨	全国農業協同組合連合会
大分	豊後牛	全国農業協同組合連合会
大分	豊後きのこカレー	大分県椎茸農業協同組合
大分	岬ガザミ	大分県漁業協同組合
大分	おんた／小鹿田焼	小鹿田焼協同組合
大分	玖珠米	玖珠九重農業協同組合
宮崎	宮崎牛	宮崎県経済農業協同組合連合会
宮崎	宮崎の本格焼酎	宮崎県酒造組合
宮崎	宮崎ハーブ牛	宮崎県乳用牛肥育事業農業協同組合
宮崎	北浦灘アジ	北浦漁業協同組合
宮崎	みやざき地頭鶏	みやざき地頭鶏事業協同組合
宮崎	都城和牛	都城農業協同組合
宮崎	高千穂牛	高千穂地区農業協同組合
鹿児島	本場奄美大島紬	本場奄美大島紬協同組合
鹿児島	鹿児島黒牛	鹿児島県経済農業協同組合連合会
鹿児島	知覧紅	南さつま農業協同組合
鹿児島	かごしま知覧茶	南さつま農業協同組合
鹿児島	知覧茶	南さつま農業協同組合
鹿児島	本場大島紬	本場大島紬織物協同組合
鹿児島	薩摩焼	鹿児島県陶業協同組合
鹿児島	川辺仏壇	鹿児島県川辺仏壇協同組合
鹿児島	かけろまきび酢	あまみ農業協同組合
鹿児島	奄美黒糖焼酎	奄美大島酒造協同組合
鹿児島	桜島小みかん	グリーン鹿児島農業協同組合
鹿児島	枕崎鰹節	枕崎水産加工業協同組合
鹿児島	川辺仏壇	鹿児島県川辺仏壇協同組合
鹿児島	赤鶏さつま	赤鶏農業協同組合

経-13 伝統的工芸品産業支援補助金

補助金等制度名称	伝統的工芸品産業支援補助金
目的・概要	伝統的工芸品を製造する組合等及び団体等が行う事業に対し、当該経費の一部を補助することで、伝統的工芸品産業における中小企業の振興を図り、もって国民の生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に資することを目的としています。
対象者	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下伝産法）」に基づく各種計画の認定を受けた方 （特定製造協同組合・製造協同組合・製造事業者等）
対象事業	**1. 伝統的工芸品産業産地振興事業** （1）振興事業 特定製造協同組合等が後継者の育成・確保、技術・技法の記録収集・保存、原材料の確保対策、需要の開拓、意匠の開発を行う事業 （2）共同振興事業 特定製造協同組合等が需要開拓等共同展開、新商品共同開発を行う事業 **2. 伝統的工芸品産業活性化事業** （1）活性化事業 製造協同組合等が従事者の研修、技術・技法の改善、原材料についての調査研究、需要の開拓、新商品の開発、情報の発信を行う事業 （2）連携活性化事業 他産地の製造協同組合等が連携して従事者の研修、技術・技法の改善、原材料についての調査研究、需要の開拓、新商品の開発、情報の発信を行う事業 **3. 伝産法第13条第1項に定める支援事業** 団体等が行う従事者及び後継者の育成・確保、消費者等との交流促進、その他の伝統的工芸品産業の振興を支援する事業
交付要件	応募に当たっては、伝産法に基づく各種計画の認定を受けていること
補助金額・補助率等	下限50万円、上限2000万円、補助率2／3以内 （但し、後継者従事者育成は1／2以内、人材育成・交流支援事業は1／2以内、産地プロデューサー事業は1／2以内）
手続き等	公募期間　1月中旬～2月中旬
問い合わせ・申請先	九州経済産業局　地域経済部　製造産業課 〒812-8546　福岡市博多区博多駅東2－11－1 TEL　092-482-5446　　FAX　092-482-5538

【施策スキーム】

産業構造審議会 → 意見 → **経済産業大臣**

- ○伝統的工芸品を指定（222品目※1）
- ○各種計画の認定（※2）
- ○基本指針を作成・公表

補助金交付 → **伝産協会**

（一財）伝統的工芸品産業振興協会

産業振興と伝産品普及の推進団体

都道府県知事

- ○指定申出書・各種計画等の受理
  意見書を付して経済産業大臣へ進達

補助金交付申請 ↑ ↓ 補助金の交付

指導・助言
情報提供 → **産地製造事業者等**

- ○指定申出書・各種計画等の作成、申請

振興計画

（事業内容）
後継者育成、技術・技法の記録収集・保存、原材料確保対策、需要開拓、意匠開発事業

（助成措置）
○経費の補助

（作成・実施）
特定製造協同組合等

共同振興計画

（事業内容）
需要開拓等共同展開、新商品共同開発事業

（助成措置）
○経費の補助

（作成・実施）
特定製造協同組合等及び販売事業者・販売協同組合等

活性化計画

（事業内容）
後継者育成、技術・技法の改善、原材料の調査研究、需要開拓、新商品開発、情報発信事業

（助成措置）
○経費の補助

（作成・実施）
製造事業者又はそのグループ及び製造協同組合等

連携活性化計画

（事業内容）
他産地と連携し、後継者育成、技術・技法の改善、原材料の調査研究、樹要開拓、新商品開発、情報発信事業

（助成措置）
○経費の補助

（作成・実施）
製造事業者又はそのグループ及び製造協同組合等

支援計画

（事業内容）
後継者の育成・確保消費者等との交流促進、その他の支援事業（産地プロデューサー事業）

（助成措置）
○経費の補助

（作成・実施）
伝統的工芸品産業の支援事業を実施する事業者・団体等

※1　平成28年3月31日現在　　※2　第2次以降の振興計画の認定は都道府県知事

県名	指定品目数	品目名
福岡県	7	小石原焼　博多人形　博多織(※1)　久留米絣　八女福島仏壇　上野焼　八女提灯
佐賀県	2	伊万里・有田焼　唐津焼
長崎県	2	三川内焼　波佐見焼
熊本県	4	小代焼　天草陶磁器　肥後象がん　山鹿灯籠
大分県	1	別府竹細工
宮崎県	1	都城大弓
鹿児島県	3	本場大島紬(※2)　川辺仏壇　薩摩焼

※1　博多織を「製造する地域」は、福岡県、佐賀県、大分県
※2　本場大島紬を「製造する地域」は、宮崎県、鹿児島県

経-14 商店街支援補助金（地域・商業まちなか商業活性化支援事業）

補助金等制度名称	商店街支援補助金（地域・商業まちなか商業活性化支援事業）
目的・概要	商店街等を基盤として、地域経済の持続的発展を図るため、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体と密接な連携を図り、商店街組織が単独で、又は商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う、以下の6つの分野に係る公共性の高い取組を支援 【支援対象となる6つの分野】 ①少子・高齢化　②地域交流　③新陳代謝　④構造改善 ⑤外国人対応　⑥地域資源活用
対象者	商店街組織と民間事業者の連携体、又は商店街組織 ※原則、設立（結成）後1年以上を経過している団体であることが必要
対象事業	● 自立促進調査分析事業 商店街等の中長期的発展及び商店街等の自立化を図る新たな取組を行うに当たり、地域住民のニーズや商店街を取り巻く外部環境、採算性等を確認するために必要な調査・分析事業 ● 自立促進支援事業 地域住民等のニーズや商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した新たな取組により、商店街等の中長期的な発展及び商店街等の自立化を促進する事業
交付要件	● 自立促進調査分析事業　● 自立促進支援事業　共通 ア．上記【支援対象となる6つの分野】のいずれかに係る公共性の高い取組を実施予定又は実施すること イ．実施予定又は実施する事業が、地域のまちづくり計画と整合し、市町村等の密接な関与・協力を得ている事業であること ● 自立促進調査分析事業 原則、以下2つの観点から実施する調査であること （ニーズ調査）地域住民等が商店街等に求める機能に対応した取組であることを明確にするための調査 （マーケティング調査）適切な事業規模や利用者数の想定、自立的な事業継続性等を明確にするための調査 ● 自立促進支援事業 ア．地域住民のニーズ、事業規模など、自立的な事業継続性等が「自立促進調査分析事業」もしくはそれと同等の調査に基づいて、明確であること イ．商店街等の歩行者通行量の増加、売上高の増加及び地域ニーズの充足等の事業実施効果が継続して見込まれること
補助金額・補助率等	＜補助金額＞ ● 自立促進調査分析事業：100万円～500万円 ● 自立促進支援事業：100万円～2億円 ＜補助率＞ ともに2／3以内
手続き等	公募期間：平成28年3月11日～平成28年4月27日 ※2次募集以降の募集の有無・時期・回数は年度によって異なる ※平成28年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴い、災害救助法適用地域の商店街等については公募期間延長中。公募終了日は改めて決定予定
問い合わせ・申請先	九州経済産業局　流通・サービス産業課　商業振興室 電話　092－482－5456　　FAX　092－482－5959

商店街支援補助金（地域・商業まちなか商業活性化支援事業）について

経済産業省中小企業庁商業課

補助

九州経済産業局流通・サービス産業課

申請

実施主体　**商店街組織、商店街組織とまちづくり会社、NPO法人等との連携体等**

商店街等の自立を促進

地域住民等のニーズや商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、地方公共団体と密接な連携を図って行われる、以下の６つの分野に係る公共性の高い取組を支援します。

自立促進調査分析事業

・商店街等において、商店街等の中長期的発展及び商店街等の自立化を図る新たな取組を行うにために必要な調査・分析事業。

自立促進支援事業

歩行者通行量や売上の増加等に効果があり、自立促進調査分析事業（又は同等の調査）の結果に基づき実施する、地域住民等のニーズや外部環境の変化に適合した新たな取組により、商店街等の中長期的な発展及び省手内藤の自立化を促進する事業。

①少子・高齢化対応

・子育て支援、福祉施設の設置
・買物弱者向けサービスの提供

②地域交流

・まちなか交流スペースの設置
・コミュニティカフェの設置

③新陳代謝

・インキュベーション施設の設置
・空き店舗への店舗誘致

④構造改善

・地方自治体等と連携した共通ポイントカードシステムの導入

⑤外国人対応

・Wi-Fiの設置
・免税対応機器の導入

⑥地域資源活用

・アンテナショップの設置
・オリジナル商品の開発

＋

まちづくり政策等を担う地方公共団体との連携

モデル事業として、他の商店街へ波及